

いろど 彩りCOMYUNAS

埼玉県行政書士会情報誌

春号
Vol.2

【巻頭グラビア特集】

ほそかわし

「細川紙」のふるさとを訪ねて

東秩父村和紙の里【東秩父村】

埼玉伝統工芸会館【小川町】

知っておきたいクーリングオフ

在留資格ってなあに？

「風俗営業」の話

◆行政書士定期無料相談会

ほそ かわ し

「細川紙」のふるさとを訪ねて



細川紙技術者協会会長 鷹野 禎三氏

鷹野禎三さんは、学校を卒業後、家業を継いで紙漉^{かみす}きの世界に入りました。一時は機械も導入しましたが、50代で手漉き和紙の魅力を確認し、伝統の技を磨いてこられました。

現在は細川紙技術者協会会長として、また工房での作業に多忙な毎日を送る中、後継者育成のための指導も行っています。

《細川紙技術者協会》

重要無形文化財である細川紙の技術を守り、後世へ継承するため、昭和42年に結成されました。正会員となるには15年以上の経験や高度な技術の体得など、厳しい条件があります。

日本の伝統工芸が世界の技術に

2014年11月27日、「細川紙」の手漉和紙技術がユネスコ無形文化遺産に登録されました。



細川紙

小川町や東秩父村で紙漉き^{かみす}が盛んになったのは、紙の原料となる楮^{こうぞ}が自生し、きれいな水に恵まれていたこと、周辺のお寺で古くから写経用の和紙が必要だったことに加え、江戸時代になって紙の需要がめざましく増え、地理的にも江戸に近かったことなど、さまざまな好条件が重なったためと言われています。紙漉きは冬の農閑期の副業として、地域の農家の間に広まりました。

細川紙は、原料に楮だけを使い、伝統的な製法と用具で漉き上げるなど、さまざまな条件があります。

受け継がれ



細川紙技術者協会会員 谷野 ひろこ 氏

「ユネスコの文化遺産に登録されて、手漉き和紙は世界の技術になりました。日本だけの和紙にとどまらず、世界に手漉き和紙の技術が継承されていけば、嬉しいことです。和紙の魅力、手漉きの技術を伝えていきたい。」

和紙の できるまで

こうぞ
楮の皮をむき、釜で柔らかく煮てから、水でさらして不純物を取り除きます。その後、樹皮をたたいてほぐし、トロロアオイなどの増粘剤とあわせて漉き、最後に乾燥させます。



和紙の原料となる「楮(こうぞ)」



篠竹で1本ずつゴミや不純物を取り除く



細川紙では、「ねり」にトロロアオイを使用。叩いて水に浸すと粘りが出る

る伝統の「技」



細川紙技術者協会会員 内村 久子氏

「研修生時代には自分の技術を磨くことを目標にしていたのですが、技術保持者となった今は、研修生と一緒に勉強しながら自分自身を磨き、若い人に技術を伝えていくことが目標となりました。」

※谷野ひろこ氏、内村久子氏はお二人とも研修生から細川紙技術者協会会員になりました。

細川紙は紙の地合いがしまって紙面にけばだちが出にくい、極めて強靱な紙です。紙色や紙肌にも楮紙の特色が発揮され、剛直で雅味な味わいを持っています。現在では便せんや古文書修復用紙、着物を包む紙（たとう紙）などに使われているほか、インテリアとして壁紙や障子、照明などにも用途が広がっています。



「流し漉き」と言われる手法で紙漉きを行う



伝統的な板干し。晴天に恵まれ、紙がよく乾く様子を「びっかり千両」と言った。現在は鉄板による室内乾燥も多い



伝統を伝える。

一般財団法人 埼玉伝統工芸協会 埼玉伝統工芸会館【小川町】

館内の常設展示室では、埼玉県指定の伝統的手工芸品が展示されています。また、手漉き和紙を年間通じて体験できる「和紙工房」、伝統的手工芸品や特産品を販売する「物産館」、地場産小麦100%使用した本格的手打ちうどんとそばの「麺工房かたくり」をはじめ、さまざまなイベントやコンサートも開催されています。



和紙の製作工程の見学と紙漉き体験

〒355-0321 埼玉県比企郡小川町大字小川1220

TEL.0493-72-1220 FAX.0493-74-2636

<http://saitamacraft.com>

入館料：大人（高校生以上）300円（200円）/小人（小・中学生）150円（100円）
（ ）内料金は20名以上の団体料金です。

営業時間：午前9時30分～午後5時 ※入館は午後4時30分まで

定休日：月曜日（祝日の場合は開館）

祝日の翌日（この日が土、日曜日、祝日の場合、開館）

12月29日～翌年1月3日

東秩父村 和紙の里

和紙の里では、手漉き和紙の見学と紙漉き体験ができます。また、そば・うどんの手打ち体験ができる「体験工房」や宿泊も可能な本格的な日本家屋の研修会館のほか、隣接した彫刻の森には大小の野外彫刻や展望台があり、散策を楽しむことができます。

〒355-0375 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂441

TEL.0493-82-1468 FAX.0493-82-1334

<http://www.washinosato.co.jp>

営業時間：午前9時から午後4時（体験は3時まで）

定休日：毎週月曜日（祝日の場合は営業）

翌日の火曜日が振替定休



細川紙漉き家屋：江戸後期に建てられた紙漉農家を移築復原した建物で、土間に入り、見学ができます。



小学生の紙漉き体験



物産館で販売されている和紙製品



和紙飾りが華やかな、小川町のたなばた祭り（8月上旬）



【取材協力】東秩父村教育委員会
埼玉伝統工芸会館

【写真提供】東秩父村
小川町

小川町・東秩父村周辺 花の見どころ



小川町や東秩父村、ときがわ町では、春の訪れとともにさまざまな花が咲きほこります。「埼玉伝統工芸会館」や「和紙の里」を訪れた際にぜひ、お立ち寄りくださいニャア！

ユキマサくん

「ユキマサくん」は、日本行政書士会連合会の公式マスコットキャラクターです。

① 花桃の里（東秩父村）



見頃
3月下旬

場所：東秩父村大字大内沢

② カタクリとニリンソウの里（小川町）



ニリンソウ
見頃4月上旬
～4月中旬

カタクリ
見頃3月下旬
～4月上旬

場所：小川町大字下里地内

③ 二本木峠のツツジ（東秩父村）



見頃
5月上旬

場所：東秩父村大字坂本（二本木峠）

④ 花菖蒲園（ときがわ町）



見頃
6月上旬

場所：ときがわ町役場本庁舎西側

花の見どころマップ



【巻頭グラビア特集】

「細川紙」のふるさとを訪ねて……………2

「東秩父村和紙の里」（東秩父村）・「埼玉伝統工芸会館」（小川町）

知っておきたいクーリングオフ……………8

在留資格ってなあに？……………10

「風俗営業」の話……………12

行政書士定期無料相談会……………14

表紙写真

丸墓山古墳の桜（行田市 さきたま古墳公園）

日本で一番大きな円墳と言われている、さきたま古墳公園内の「丸墓山古墳」は公園一番の桜のスポットです。古墳頂上の桜のピンクと、周りに咲く菜の花の黄色や緑が色彩のハーモニーを奏でます。

知っておきたい



訪問販売で、高額の布団を**購入する契約**をしました。
販売員の話が流暢でおもしろかったので、
ついその場の雰囲気ですべて契約をしてしまったのです。
しかし、後で考えてみると**不要なもの!**でした。

契約を解除したいのですが…

こういうときは、8日以内ならクーリングオフで断れる！
というのは、ご存知の方も多くいらっしゃることでしょう。
でも、実際にはそう簡単にいかないのをご注意ください。

つい…
買ってしまった
のよね…(泣)



まず、書類の確認をしてください！

契約のとき、「クーリングオフができる」と書かれている書面をもらった
か確認してください。クーリングオフを利用できる取引では「クーリング
オフできる」ということを書類に明記することになっています。

まずは、書類の
確認をすることが
大事だニャン

クーリングオフは、どんな取引でも利用できる？

クーリングオフが利用できるのは、訪問販売や電話勧誘など、法律に定め
られている取引に限られています。



クーリングオフができない代表例



通信販売



店頭でのお買い物



乗用車



法人・事業者の営業のための取引

右の図はクーリングオフができるかどうか簡単にチェックできるフローチャートです。いざという時にお役立てください。

クーリングオフ



クーリングオフ簡単フローチャート

訪問販売・電話勧誘販売・
エステなど

マルチ商法・内職商法

契約書等の書類を受け取った日から
8日以内

書面を受け取った日から
20日以内

大変じゃ!
母さんがいらない!
布団を買ってしまった!

はい

いいえ

いいえ

はい

書類に「クーリングオフ」ができる
場合について記載されている

お母さん、
大丈夫!?...

間に合って
よかったわぁ...

いいえ

はい

通信販売

クーリングオフできない

特定取引上の取り消し、撤回または
解除ができる場合があります。*

消費者契約法、民法上の取り消しが
できる場合があります。*

クーリングオフ (契約解除) 可能

クーリングオフは契約解除を伴うので、内容証明郵便で行います。

内容証明郵便で
契約解除ね!

※詳細はお近くの行政書士にご相談ください。

在留資格ってなあに？



イラスト付きで
わかりやすく
紹介するニャ！

2020年の東京オリンピックに向けて、外国からのお客さまを歓迎するムードが高まっています。

では、外国の方が日本で滞在あるいは居住するには、何か決まりごとがあるのでしょうか？

実は、このような方々は日本での活動に応じた資格を持っています。この資格を「在留資格」と言い、入国管理局に申請して取得します。では、どんな在留資格があるのでしょうか。その一例をご紹介します。



1

「短期滞在」観光やショッピング

観光や商用などの目的で短期間日本を訪れることを目的としたもので、就労活動を行うことはできません。



日本にも、たくさんの
外国人の方が来る
ようになったネ！



2

「留学」小学生から大学生まで

これまでは大学や専門学校に通う学生を対象としていましたが、小学生、中学生にも適用されるようになりました。

3 「興行」スポーツ選手や芸能人

プロのサッカー選手や野球選手、コンサートなどで来日する芸能人などの在留資格です。



4 「経営・管理」企業の経営者など

日本で事業を行う人の在留資格です。投資額や事業計画などの審査を得てこの在留資格を得ています。



5 「技術・人文知識・国際業務」

システムエンジニア、貿易の担当者や通訳の方、英会話教室の先生などに必要な在留資格です。



6



「日本人の配偶者等」日本人と結婚した方

日本人と結婚した方、また日本人の実子で日本国籍を有しない方たちです。特に活動の制限がありませんので、一般の日本人と同じように自由に働くことができます。

7

「定住者」、「永住者」

法務大臣が特に認めた場合に「定住者」となります。例えば日本人の孫などです。また、「永住者」は、一定の滞在を経た後に得ることが出来る在留資格です。



ご紹介した在留資格はごく一部の例ですが、日本に滞在する外国の方々には、前記のような在留資格を苦勞して取得して、かつ慣れない日本で頑張っている人も多くいます。そんなことに少し興味を持ってみるのも国際化の第一歩かも知れません。

※法改正により、平成 27 年 4 月 1 日から、在留資格の名称・区分が一部変更になります。
本ページの内容は、法改正後のものです。

「風俗営業」の話

風俗営業のお店というと、皆さんはどのようなお店を思い浮かべますか？少しいかがわしいお店をイメージする方は多いかも知れませんね。もちろん、いわゆる性風俗店も風俗営業のお店です。しかし法律では、「^{ふうえいほう}風営法」で規制されているお店を「風俗営業店」としています。

いわゆる「風俗営業店」には、いろいろあります！

身近なものでは、プリクラ、メダルゲーム、UFOキャッチャーなど、子供から大人まで様々な人が楽しんでいるゲームセンターも「風俗営業店」のひとつです。

その他、パチンコ店、麻雀店、キャバクラ、深夜に営業している居酒屋、BAR、性風俗店など、風俗営業店にはたくさんの種類があります。



風営法って どんな法律？

●風営法とは、正式には「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」といい、善良な風俗環境の保持と青少年の健全育成に障害を及ぼす行為の禁止を目的とした法律です。

風営法では、営業できるエリア、お店の構造、営業時間や、どんな人が利用できるのかなど、さまざまなことを定めています。たとえばゲームセンターの場合には、未成年者の利用時間を制限しています。また、風営法では、客引き、つきまとい、18歳未満に接待させるなどを禁止し、罰則規定を定めています。店頭でのしつこい勧誘は違法な行為ということになります。

「風俗営業店」を開業するには

私たちがふだん何気なく利用している風俗営業店は、無許可の場合を除いて、警察から許可を受けたり、届出をして営業しています。お店の種類ごとにさまざまな規定があり、これをクリアしなければ営業の許可がありません。誰でもどこでも、風俗営業のお店が出せるというわけではありません。

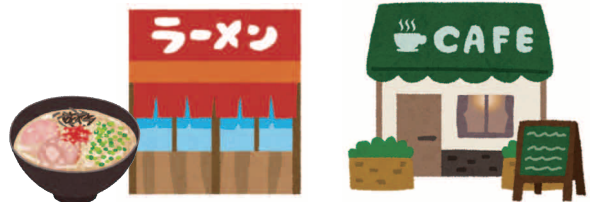
ニュースで耳にする「風営法違反」というのは、無許可営業や、何らかの違法な営業を行っていたことということです。許可を受けているお店は、入り口に「許可店」「届出済」のシールを貼り、また店内には許可証を掲示することになっています。一度、みなさんも探してみてくださいはいかがでしょうか。



風俗営業店の中でも、「**ダーツ BAR**」、「**ガールズ BAR**」は、「**深夜酒類提供飲食店**」に分類されます。

深夜酒類提供飲食店とは、深夜0時以降にお酒を出す居酒屋、BARなどのことを言い、警察署に届出を出して営業します。ラーメン屋さんやファミレス等は深夜に営業していても、お酒でなく食事の提供がメインなので、深夜酒類提供飲食店には当たりません。

そのほか、食べ物や飲み物を出すお店には、**保健所の食品営業許可**など、さまざまな手続きが必要となります。



● 風営法に基づく許可申請に関することは、お近くの行政書士にご相談ください。

風俗営業許可や飲食店等の手続きについては、お近くの行政書士にご相談ください。許可申請の専門家としてのアドバイス、要件のチェック、書類・図面の作成から所轄の警察署への申請までを行います。また、許可が下りた後もさまざまなサポートを行っております。



平成27年度 行政書士定期無料相談会

県内各地で定期的に行政書士の無料相談会が行われています。お気軽にご利用ください。
なお、会場によっては事前予約が必要となります。

また、会場や開催日が変更になる場合がありますので、お問い合わせの上、ご来場ください。

	場 所	実施日	時 間	お問い合わせ先
あ	上尾市役所	毎月第 3 火曜日	13：00 ～ 16：00	市民相談室 048-775-4643
	上尾支部事務所	毎週 火・木・土	12：00 ～ 16：00	上尾支部 048-776-3367
	上尾支部事務所 (レディースデイ)	毎月 15 日 (相談者・相談員とも女性のみ)	9：30 ～ 12：00	
	伊奈町役場	毎月第 3 水曜日	13：00 ～ 16：00	住民相談室 048-721-2111(代)
	入間市役所（要予約）	毎月第 2・4 火曜日	13：00 ～ 15：40	市民相談室 04-2964-1111(代)
	小川町役場	毎月第 2 金曜日	9：00 ～ 12：00	生活あんしん室 0493-72-1221(代)
	桶川市役所	毎月 1 日	13：00 ～ 16：00	秘書広報室 048-786-3211
か	春日部市役所	毎月第 3 火曜日	13：30 ～ 16：00	春日部支部 048-737-5615
	川口市役所（要予約）	毎月第 1・第 3 水曜日	13：30 ～ 16：00	市民相談室 048-258-1110(代)
	川越市役所	毎月第 4 木曜日	10：00 ～ 16：00	広聴課 049-224-5022
	川越市・クラッセ川越 国際交流センター	毎月第 4 土曜日	13：00 ～ 18：00	在留資格・VISA の相談 川越市役所国際文化交流担当 049-224-5506
	川島町役場	奇数月の第 3 水曜日	10：00 ～ 12：00	総務課 049-299-1753
	北本市・北本文化センター	2、6、12月 第3土曜日	13：00 ～ 16：00	鴻巣支部 048-541-1459
	行田市 VIVAぎょうだ	毎月第 2 水曜日	13：00 ～ 17：00	埼玉支部 048-554-2702
	久喜市 ふれあいセンター久喜	毎月第 3 水曜日	18：00 ～ 20：00	久喜市役所生活安全課 0480-22-1111(代) 内線 2641
	久喜市・鷺宮総合支所	毎月第 3 水曜日	14：00 ～ 16：00	
	久喜市・栗橋総合支所			
	久喜市・菖蒲総合支所			
	熊谷市役所	毎月第 1 月曜日	13：00 ～ 16：00	市民相談室 048-524-1111(代)
	鴻巣市・クレアこうのす	4、8、10月 第3土曜日	13：00 ～ 16：00	鴻巣支部 048-541-1459
	越谷市中央市民会館	毎月第 1 金曜日	10：00 ～ 15：00	くらし安心課 048-963-9156
さ	さいたま市北区役所	毎月第 4 木曜日	13：30 ～ 16：30	くらし応援室 048-669-6026
	〃 大宮区役所	毎月第 3 火曜日		くらし応援室 048-646-3026
	〃 中央区役所	毎月第 3 金曜日		くらし応援室 048-840-6026
	〃 南区役所	毎月第 2 火曜日		くらし応援室 048-844-7136
	〃 緑区役所	毎月第 1 木曜日		くらし応援室 048-712-1137
	〃 岩槻区役所	毎月第 4 水曜日		くらし応援室 048-790-0128
	坂戸市役所	毎月第 2 火曜日	10：00 ～ 12：00	市民文化課 049-283-1331(代)
	幸手市役所	毎月第 3 火曜日	13：30 ～ 16：00	春日部支部 048-737-5615
	狭山市役所	毎月第 4 水曜日	13：00 ～ 15：00	市民相談室 04-2953-1111
	杉戸町役場	5/25・7/27・9/25・11/25 1/25・3/25	13：30 ～ 16：00	春日部支部 048-737-5615
	草加市役所（要予約）	毎月第 4 木曜日	9：00 ～ 12：00	広聴相談課 048-922-0566

何でもご相談
ください。



このような相談にお答えします

暮らしの相談



相続・遺言

内容証明

各種契約書

交通事故

成年後見 など

事業の相談



法人設立

建設業許可

宅建業免許

運送業許可

風俗営業許可

産業廃棄物処理業許可 など

	場 所	実施日	時 間	お問い合わせ先
た	秩父市役所	毎月第 2 火曜日	13:00 ~ 15:00	秩父支部 0494-23-4589
	鶴ヶ島市役所	毎月第 2・4 木曜日	13:00 ~ 16:00	市民協働推進課 049-271-1111(代)
	ときがわ町家族相談 支援センター	5/18・7/21・9/14・ 11/16・1/18・3/22	10:00 ~ 12:00	家族相談支援センター 0493-66-0222
	所沢市役所	毎月第 1・3 火曜日	10:00 ~ 12:00	所沢支部 04-2937-7610
	戸田市役所	偶数月の第 3 月曜日	10:00 ~ 12:00	防犯くらし交通課 048-441-1800(代)
な	滑川町役場	5/28・7/23・9/24・ 11/26・1/28・3/3	10:00 ~ 12:00	東松山支部 0493-62-2622
は	蓮田市役所	毎月第 3 火曜日	13:30 ~ 15:30	広報広聴課 048-765-1705
	鳩山町役場	4/22・6/25・8/25・ 10/22・12/17・2/25	9:00 ~ 12:00	総務課 049-296-1214
	羽生市商工会 (市民プラザ内)	毎月第 2 火曜日	13:00 ~ 16:00	埼玉支部 048-561-2134
	羽生市役所	毎月第 4 火曜日	13:00 ~ 16:00	羽生市役所 048-561-1121
	飯能市民活動センター (丸広 7 階)	偶数月の第 3 水曜日	13:30 ~ 15:30	飯能支部 042-980-6577
	東松山市役所分室	偶数月の第 3 木曜日	13:10 ~ 16:30	広報広聴課 0493-21-1414
	日高市・総合福祉センター 高麗の郷	奇数月の第 3 水曜日	13:30 ~ 15:30	飯能支部 042-980-6577
	深谷商工会議所	毎月第 4 水曜日	9:00 ~ 12:00	経営支援課 048-571-2145
	富士見市市民福祉活動 センター ばれっと	4/8	10:00 ~ 16:00	正木事務所 049-251-3966
	富士見市 針ヶ谷コミュニティセンター	6/10・2/10		大平事務所 049-277-6066
	富士見市 ふじみ野交流センター	8/12・12/9		
	本庄商工会議所	毎月第 3 水曜日	13:00 ~ 16:00	本庄商工会議所 0495-22-5241
ま	宮代町役場	偶数月の第 3 木曜日	13:30 ~ 16:00	春日部支部 048-737-5615
	三郷市青少年ホーム	毎月第 4 火曜日 9月 は 第 5 火曜日	13:30 ~ 15:30	市民相談室 048-930-7724
	三芳町役場	5/27・7/22・1/27・3/25	10:00 ~ 16:00	渡邊事務所 049-292-9948
	毛呂山町役場	毎月第 3 水曜日	10:00 ~ 15:00	総務課 049-295-2112(代)
や	八潮市役所	毎月第 3 月曜日	13:00 ~ 16:00	広報広聴課 048-996-2111
	吉川市民交流センター おあしす	毎月第 1 木曜日	13:30 ~ 15:30	庶務課 048-982-9458
	吉見町勤労福祉センター	奇数月の第 3 木曜日	14:00 ~ 16:00	東松山支部 0493-62-2622
	寄居町商工会	偶数月の第 2 金曜日	13:00 ~ 16:00	寄居町商工会 048-581-2161
ら	嵐山町役場	偶数月の第 4 木曜日	10:00 ~ 12:00	地域支援課 0493-62-2152
わ	蕨市役所 (要予約)	毎月第 4 水曜日	13:00 ~ 15:00	市民活動推進室 048-433-7745

ADR

Alternative Dispute Resolution

裁判外紛争解決手続



裁判のその前に、 話し合いで 解決しませんか？

電話受付時間 9:00～19:00 (月～土曜日 ※祝日除く)

実施日

毎週火・木・土曜日
午前 10:00～午後 4:00

但し、12月26日～1月7日/
8月13日～8月17日/祝日を除く

離婚



- 離婚に関する紛争
- 離婚時の離婚給付^{※1}に関する紛争
- 離婚後に生じた離婚給付^{※1}に関する紛争

※1…財産分与、慰謝料

- 未成年の子どもがいる夫婦の離婚は取り扱い出来ません。
- 当事者のどちらかが埼玉県内に居住している場合に取り扱います。

相続



- 相続に関する紛争
- 遺産分割協議に関する紛争

- 相続人が埼玉県内に居住している場合又は、被相続人の最終住所が埼玉県内の場合に取り扱います。
- 被相続財産が埼玉県内に存在する場合に取り扱います。

交通事故



- 自転車事故による紛争
- 交通事故による物の損壊に関する紛争
- 自賠責保険対象外車両の事故に関する紛争

- 埼玉県内において発生した交通事故の場合に取り扱います。

建物



- 居住用賃貸借建物の敷金の返還に関する紛争
- 居住用賃貸借建物の原状回復に関する紛争

- 埼玉県内に所在する居住用建物の場合に取り扱います。

※上記4分野とも公序良俗に反する内容、当事者が日本国籍を有していない場合の紛争は取り扱い致しません。取り扱い出来ない分野の場合は他の解決機関等を紹介致します。



行政書士 ADR センター埼玉

運営主体 埼玉県行政書士会 法務大臣認証第 114 号
〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号



TEL: 048-833-1132 FAX: 048-833-0777

